

会議録

会議の名称	第3回西東京市中小企業等資金融資検討委員会
開催日時	平成27年12月25日 午後6時30分から午後7時5分まで
開催場所	保谷庁舎1階会議室
出席者	委員：岩崎哲二 委員長、手塚光利 副委員長、大阿久博 委員、小原伯夫 委員、安保謙一郎 委員、大久保佳行 委員 事務局：五十嵐豊 産業振興課長、小菅真秀 産業振興課商工係長、廣野美保子、産業振興課商工係主任、小池桃子 産業振興課商工係主事
議題	議題1 第2回中小企業等資金融資検討委員会会議録（案）及び新分野の融資あっせん制度の検討に係る報告書の確認（案）について 議題2 西東京市中小企業特別対策運転資金融資あっせん制度について 議題3 創業融資あっせん制度の検討案について
会議資料の名称	資料1 西東京市特別対策運転資金融資あっせん制度について 資料2 特別対策運転資金融資あっせん制度の継続に係る検討資料 資料3 西東京市中小企業事業資金融資あっせん実績について（平成24年度～平成27年度） 資料4 新たな創業融資あっせん制度の検討案について
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会議内容	
<p>○委員長： 開会前に報告する。本日欠席委員はなし。会議を開会する。 傍聴者の確認をする。</p> <p>○事務局： いません。</p> <p>○委員長： 本日の会議資料について、事務局から確認をお願いする。</p> <p>議題1 第2回西東京市中小企業等資金融資検討委員会会議録（案）及び新分野の融資あっせん制度の検討に係る報告書（案）の確認について</p> <p>○委員長： 先に送付した会議録（案）について意見、内容の修正などないか。 （なし）</p> <p>○委員長： 異議なしのため、会議録（案）を承認し、委員名を伏せた上で公開する。</p>	

○委員長：

新分野の融資あっせん制度の検討に係る報告書（案）について意見、内容の修正などないか。

（なし）

○委員長：

異議なしのため、報告書を市へ提出する。

議題2 西東京市中小企業特別対策運転資金融資あっせん制度について

○事務局：

（資料1に基づき説明）

特別対策運転資金については、リーマンショックによる経済不況に対する緊急経済対策として平成21年11月から実施している。しかし、緊急経済対策としての性質上、社会経済情勢等を勘案しつつ、毎年度延長し、継続してきた。平成23年度に本委員会を設置してからは、毎年度その継続の可否を検討いただいている。

特別対策運転資金融資あっせん制度は、前年度同時期の売上額の3パーセント以上の減少に伴う、運転資金において500万円を限度額としており、融資利率及び保証料は全額市が助成する制度である。

この制度を平成28年度も継続すべきか否かについてご検討いただきたい。

○委員長：

検討に入るにあたり、制度の継続に係る検討資料について事務局から説明をお願いします。

○事務局：

（資料2～3に基づき説明）

特別運転資金融資あっせん制度の継続について、「1 月例経済報告及び地域経済動向等の概況」「2 東京都内の中小企業の景況」「3 都内、多摩地域及び西東京市内における中小企業の倒産件数」「4 セーフティネット保証の申請実績」「西東京商工会からの要望」の5つの項目を資料として、ご検討いただきたい。

月例経済報告では、平成27年9月から平成27年12月までの3か月間をとおして、総じて緩やかな回復基調が続いているとの景況判断がなされている。地域経済動向においては、鉱工業生産が弱含んでいる傾向にあり、景況判断としては、一部に弱さがみられるものの、緩やかな回復基調が続いているとしている。

東京都内の中小企業の景況では、直近である平成27年10月には、3ヶ月ぶりに景況判断指数をマイナス20台に戻し、景気回復への期待感がわずかに高まるとの見通しを示している。

都内、多摩地域及び西東京市内における中小企業の倒産件数において、都内及び多摩地域においては倒産件数が前年から減少しているものの、西東京市内においては、平成26年の倒産件数は11件で、前年の8件から3件増加している。

セーフティネット保証について、平成27年12月現在の指定業種は230であり、市への申請件数は6件である。申請件数は前年同時期よりわずかに増加しているもの、前年に

引き続き指定業種の減少によって制度の利用がしづらくなっていると考察する。

西東京商工会からの要望として、平成27年8月の「行政懇談会」及び平成27年12月の「平成28年度予算要望」において、最近の経済動向において、一部業況が上向きであるとの報道があるものの、小規模零細企業への波及は今しばらくさきになるものとし、本市においても小規模零細企業からは資金繰りに対する不安もあることから、特別対策運転資金融資あっせん制度の継続の要望をいただいた。

平成24年度から平成27年度の西東京市中小企業事業資金融資あっせん実績において、直近である平成26年度は申請が91件、融資実行が85件で、平成25年度に比べて申請が5件、実行が20件増加している。また、平成27年度に関しては11月30日現在までの数値であるが、申請が55件、融資実行が50件で、前年度同時期の申請が53件、実行が51件であり、申請件数については2件増加している。

○委員長：

各委員から意見、質問を求める。

○委員A：

融資利率を全額助成する融資制度は本市と小平市以外にあるか。

○事務局：

小平市については、セーフティネット保証の認定が必要との条件があり、この制度自体は平成26年度で終了している。

売上額減少という点に着目している制度として平成27年度については、多摩26市のうち13市で、本市の特別対策と同様の趣旨の制度を行っている。

また、本市同様に売上額減少率を3パーセント以上としている自治体が3市、5パーセント以上としている自治体が1市、10パーセント以上としている自治体が5市、その他独自の割合で実施している自治体が4である。

融資限度額については300万円としている自治体が5市、350万円としている自治体が1市、500万円としている自治体が5市、1,000万円としている自治体が1市、未確認の自治体が1市である。

○委員A：

過去4年においては件数も増加しており、ニーズは高いものだと捉え、継続した方が良いと考える。ただし、景況的には上向きつつあるというのも誰もが感じられる部分であり、今後の景気情勢を鑑みて、全く同様の条件ではなく、例えば利子補給率を下げる等の、弾力的に内容を変更していく必要性も感じられる。

○委員B：

支店においての特別対策の利用は減少傾向にある。特別対策の予算分を、例えば、事業資金における設備資金の限度額を現行の1,000万円以上にする等、他の制度の拡充を図ってはいかがか。事業拡大へ向けての支援として利用しやすくなるのではないかと考える。

○委員C：

件数からニーズは高いと考える。本市の特別対策は、利子補給率及び保証料全額補助など他市よりも充実した内容であり利用しやすい。景況が上向きつつあるならば、売上げの減少率の要件や利子補給率を変更して、他の制度へ予算分配しても良いのではと考える。

○委員D：

景況感はいくまで平均的なものであり、個々の事業者によって捉え方は異なるであろうし西東京商工会からの要望があったことも含めて、特別対策の需要はあると捉え、来年度も継続するべきだと考える。しかし、今後の景況感に応じて要件を変更し、事業縮小に向けたソフトランディングに導いていく必要性を感じる。

○委員長：

中小零細企業からは、景気の上向きがまだまだ波及していないと感じる部分が多々あるものの、数年前と比較すると明るい兆しが見えているとの話を聞く。各委員の意見にもあるとおり、平成28年度は継続し、今後は利子補給率の変更をしていく等、将来的には廃止していく方向性が良いのではないかと考える。

○事務局：

今後の要件見直し等のご意見として含んでいただき、報告書としてご提出いただきたい。

申請内容の現状として、受注発注の関係は良好であるように見受けられるが、売掛回収が迅速にはできていないため、それまでの資金繰りとしての申請が多い傾向にある。

売掛回収までのスパンが短くなるなどの景況感になれば、いただいたご意見にある、特別対策の要件の見直しや他制度の拡充についてご議論いただけるものと考え。継続というなかで、今後の方向性を踏まえて事務局も制度設計をしていきたいと考える。

○委員長：

本委員会としては、特別対策運転資金について平成28年度も継続することが妥当とすることに異議はないか。

(なし)

本日、提案のあった事項については、委員長名をもって付帯意見として報告書を市へ提出することとし、特別対策運転資金については、平成28年度も継続することに決定する。

議題3 新たな創業融資あっせん制度の検討案について

○事務局：（資料4に基づき説明）

これまでの中小企業等資金融資検討委員会の議論を踏まえて整理した新たな創業融資あっせん制度の検討案について、現行の融資制度と新たな融資制度との違いについて説明する。制度の概要として、新たな融資制度では、本市で新たに創業する者で、本市の「特定創業支援事業」を受け、証明書を発行された者を対象とすることが前提となって

いる。

申込の資格について、現行の融資制度では、個人については、住民基本台帳に記録されている者で本市に住所を有し、かつ、本市に事業所を置くこととなっており、本市在住でなければならなかった。これに対し、新たな融資制度では、個人については、本市に事業所を置くこととし、市外在住でも申込が可能であるとします。それに伴い、市税の完納していることの記述部分にも現行の融資制度と新たな融資制度では違いが生じる。

また、インセンティブとなる部分として、据置期間について、現行の融資制度では6か月間であるのに対し、新たな融資制度では12か月間としている。利子補給率については、現行の融資制度では0.995パーセントであるのに対し、新たな融資制度では1.395パーセントとし、融資を利用する方の負担が現行の融資制度より0.4パーセント軽減される。

新たな制度融資によって見込まれる効果については、据置期間の延長及び利子補給率の優遇によって、創業計画の実現が容易になり創業件数の増加が見込まれること、特定創業支援事業を受けた方を対象とするため、より実効性の高い創業計画となることから保証協会の審査等が優位となること、本市在住であることを要件としないが、本市の特定創業支援事業を受けることを要件とするため、本市の創業者を増やすことにつながり、ひいては地域経済の活性化による雇用、商店街振興及び顧客の流入が見込まれる等の3点を挙げる。

東京都及び立川市の事例について、本市における新たな融資制度を構築するにあたり参考とした、据置期間、利子補給率及び保証料を説明する。

東京都の制度は、据置期間が12か月以内、利子補給率が0.4パーセントであり、この2点を参考に本市も据置期間と利子補給率を設定した。保証料については本市が全額補助なのに対し、東京都は1/2補助となっている。

立川市の制度は、据置期間が12か月、利子補給率が1.3パーセントであり、保証料については2分の1補助となっている。

また、以上の内容を新たな制度融資案として実行可能であるか、東京都に確認したところ、問題なしとの判断をいただいたことを合わせて報告する。

○委員長：

各委員から意見、質問を求める。

○委員C：

事業を立ち上げようとする方にとって使いやすい制度であると感じる。本制度を利用していただくためにも、本市の特定創業支援事業であるセミナーの集客として、効果的な周知及びPRの仕方について考える必要がある。

○委員B：

使い勝手の良い制度である。また、練馬区では特定創業支援事業のセミナーを開催する度にポスターを支店へ届ける等して、金融機関での告知依頼をすることで周知を図っているため、参考にさせていただければと考える。

○委員D：

申込の資格等、魅力的な制度である。ただ、限度額においては東京都や立川市と比較すると低いように感じるが、本市の創業の現状に合致しているであれば良いと考える。

○事務局：

限度額について、現行の創業融資制度や、身の丈にあった創業を目指すという点から設定した。今後の動向によって限度額の上限を検討していく部分であると考えている。

○委員A：

魅力があり使い勝手の良い制度である。予算との兼ね合いもあり、利子補給率を手厚くした分、限度額の上限を変更できない点は理解できるが、限度額の上限については今後検討しても良いのではないかと考える。市、商工会及び金融機関が連携を取りつつ、創業支援をしていければ良い。

○委員長：

これまでの委員会での意見が反映されていると感じる。各委員の意見をさらに踏まえて新たな融資制度の構築をお願いする。

議題4 その他

○事務局：

本日の会議の会議録について、次回委員会まで間が空くため、後日、委員にメールで送付し、内容をご確認いただいた後、必要に応じて修正し公開の手続きを取りたいが異議はないか。

(なし)

○委員長：

特別対策運転資金継続の検討に係る報告書についても同様に、後日、各委員へメールで送付し、内容をご確認いただいた後、必要に応じて修正し提出とさせていただきたいが異議はないか。

(なし)

○委員長：

以上をもって、平成27年度第3回中小企業等資金融資検討委員会を閉会する。

以上